

## ◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第38条の規定に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
大川河口	河口中央より半径1,000メートル以内の海域	
荒川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
胎内川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
加治川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
阿賀野川河口	河口中央より半径1,100メートル以内の海域	さけにあっては10月1日から12月31日まで ますにあっては3月1日から6月15日まで
信濃川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
関屋分水路河口	河口中央より半径750メートル以内の海域	
大河津分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
姫川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	